

教職ブラッシュアップ編 「いじめ問題」

奈良女子大学 臨床心理相談センター長
伊藤 美奈子



独立行政法人教職員支援機構

いじめの定義

【2013年度からの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

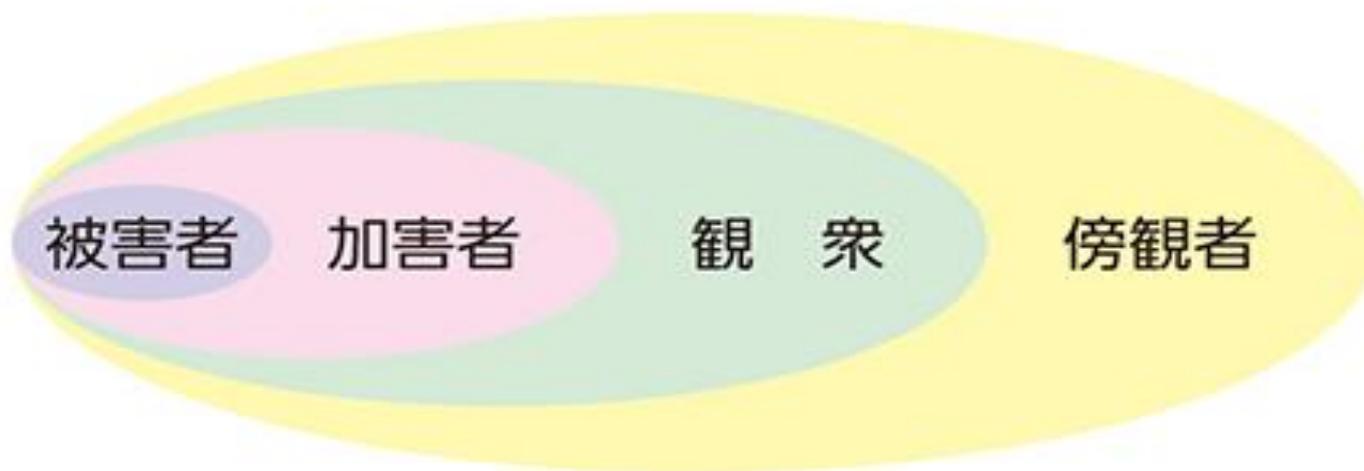
「一方的」「継続的」「深刻な」という記述が削除された！

いじめられた子どもの立場に立っていじめ認知！

※参照：いじめ防止対策推進法 第2条

いじめの構造

図 いじめの四層構造論



被害者：いじめられている子ども

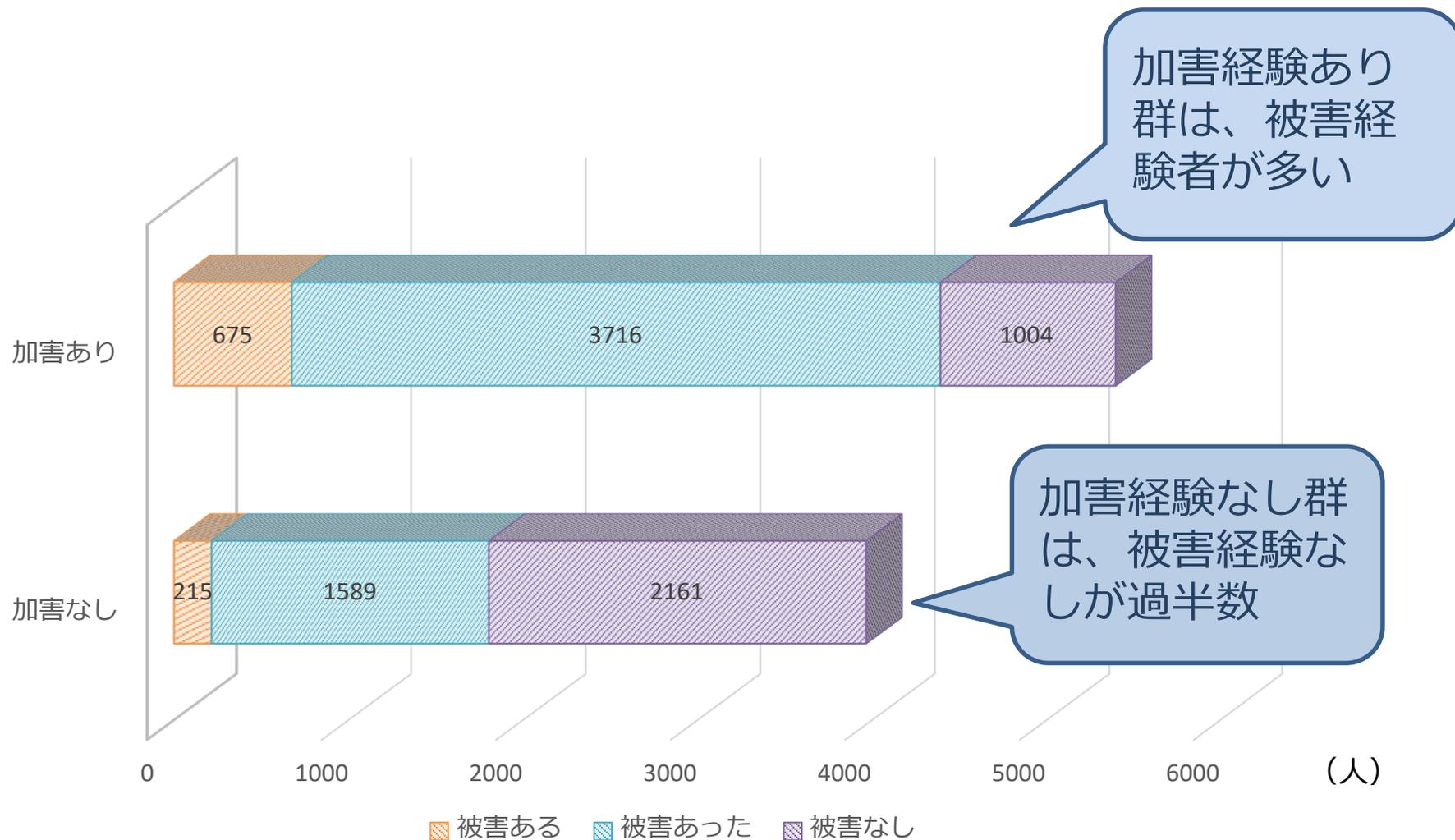
加害者：いじめている子ども

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども

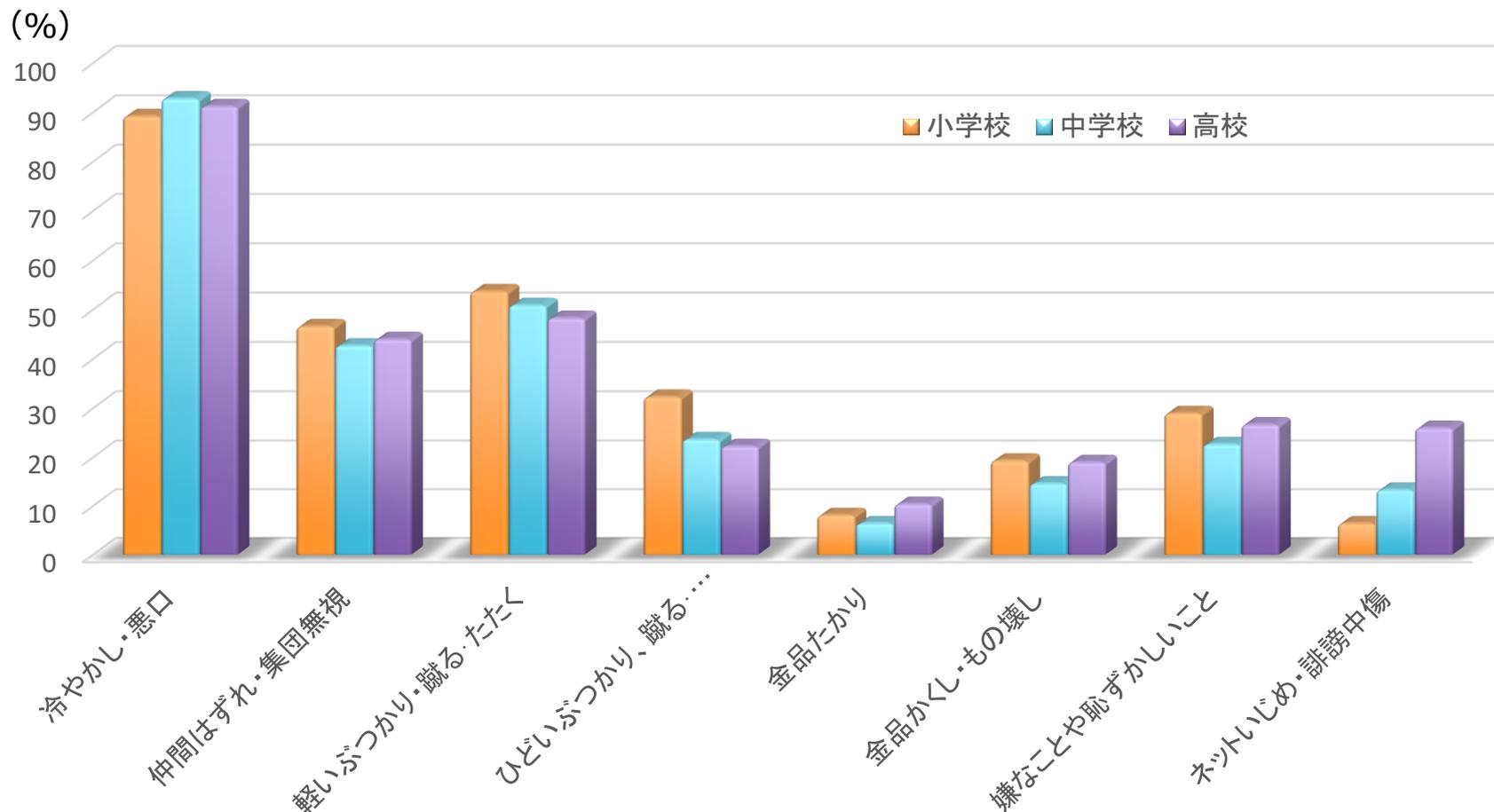
傍観者：見て見ぬふりをする子ども

森田洋司『いじめとは何か』（中公新書、2010）

いじめ被害と加害の有無（伊藤（2017）を改変）

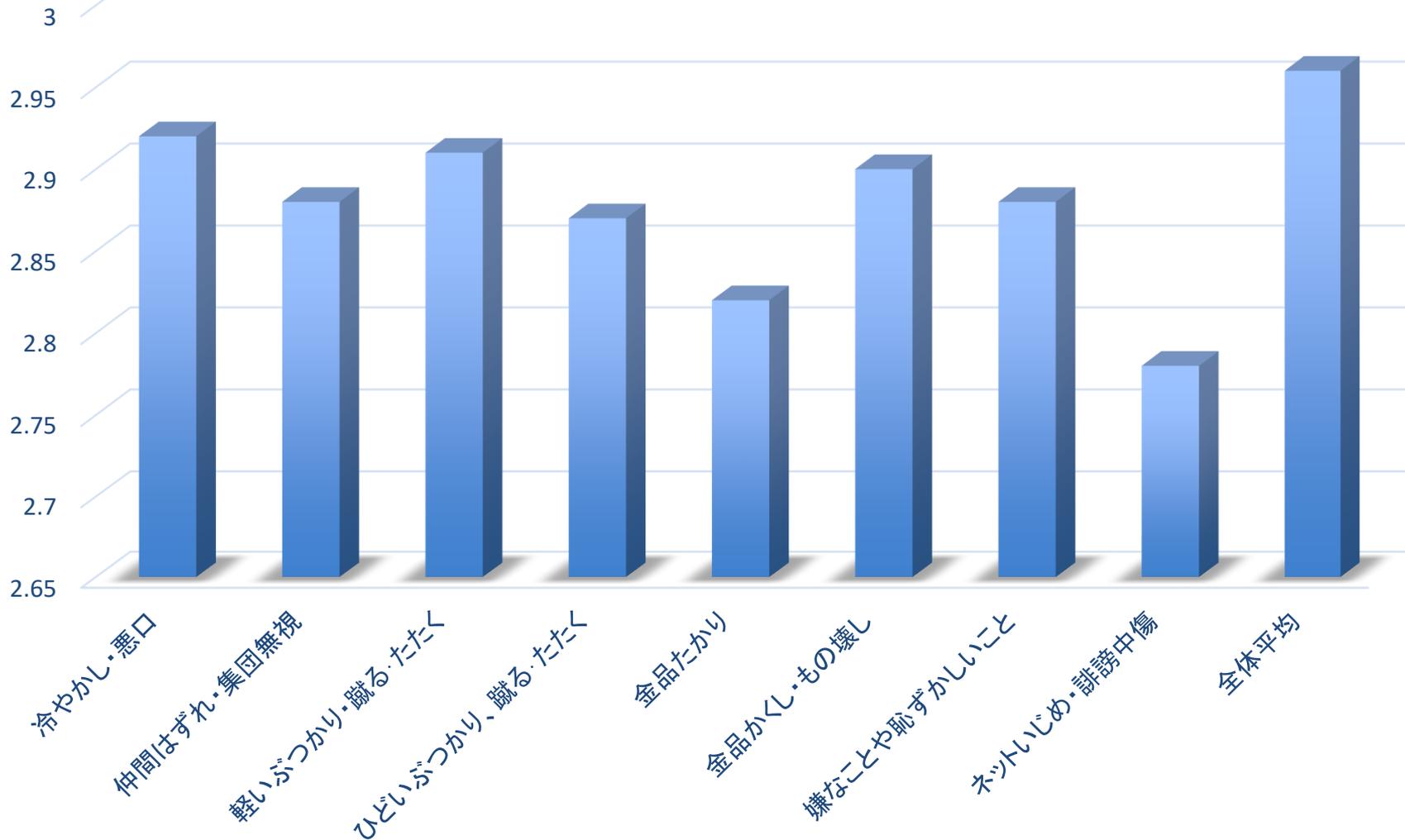


校種別 いじめの態様ごとの経験率



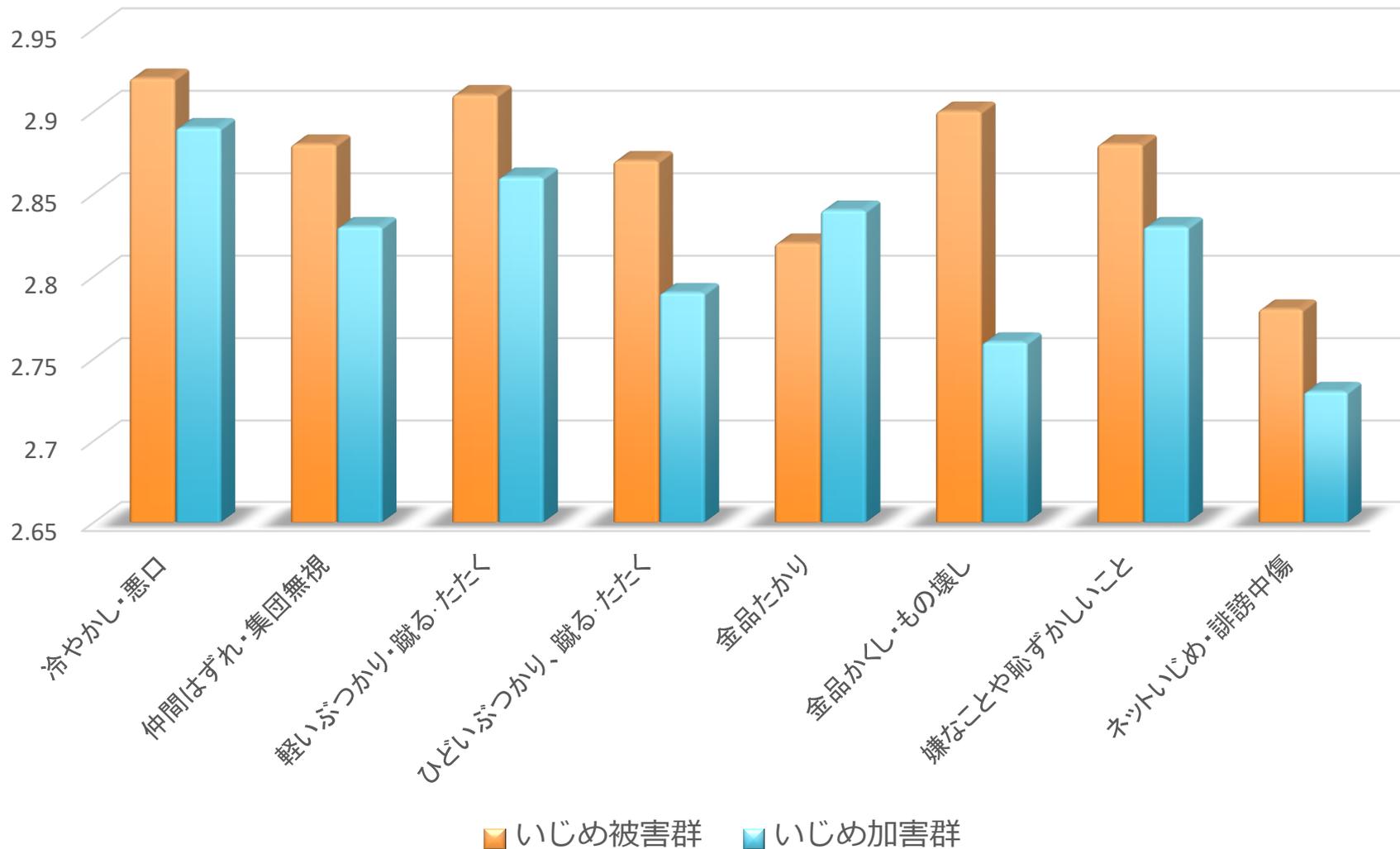
いじめ被害児童生徒の自己肯定感

※縦軸は自尊感情尺度による得点（1点～4点）の平均値

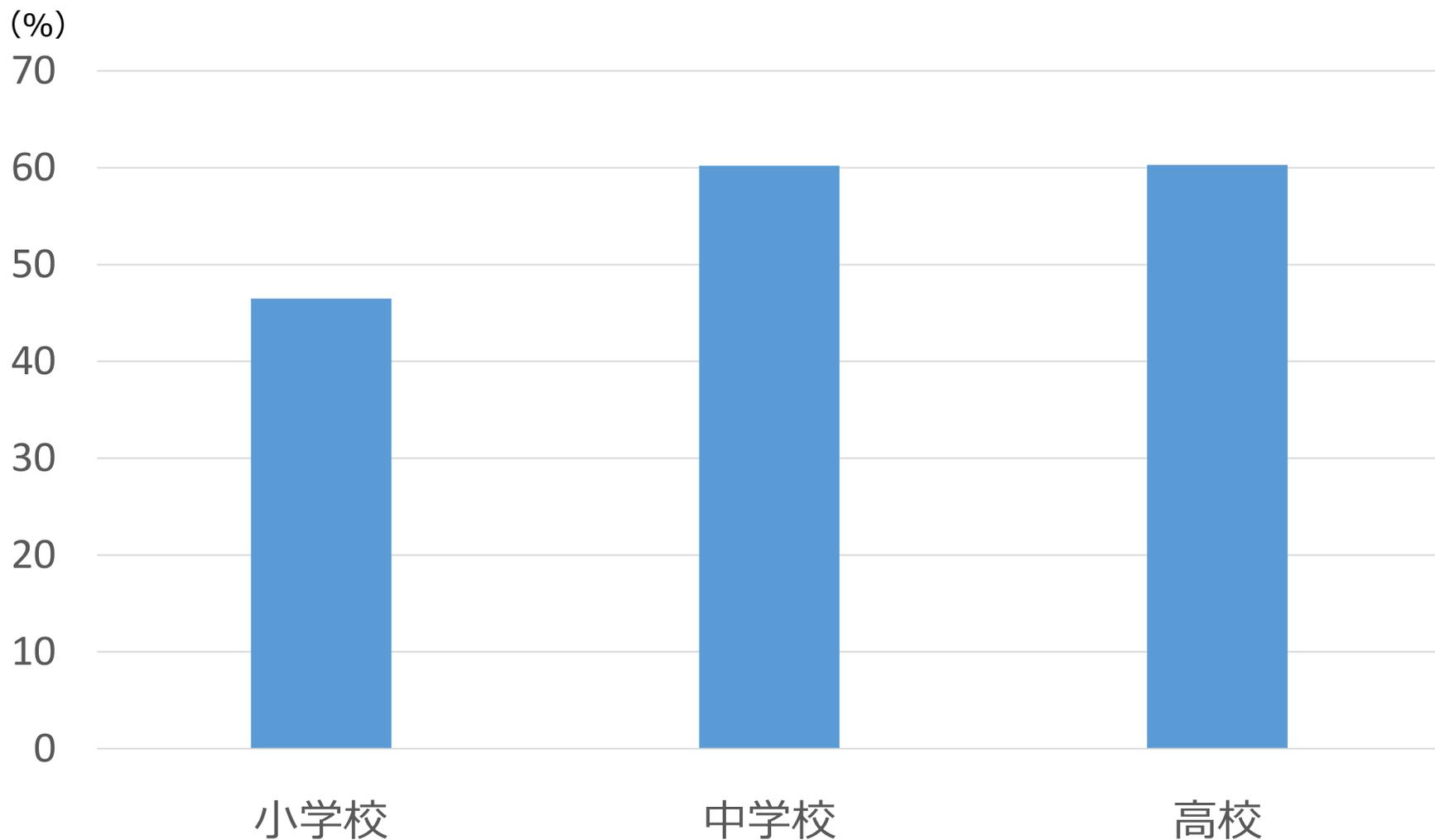


いじめ被害・加害の自己肯定感の比較

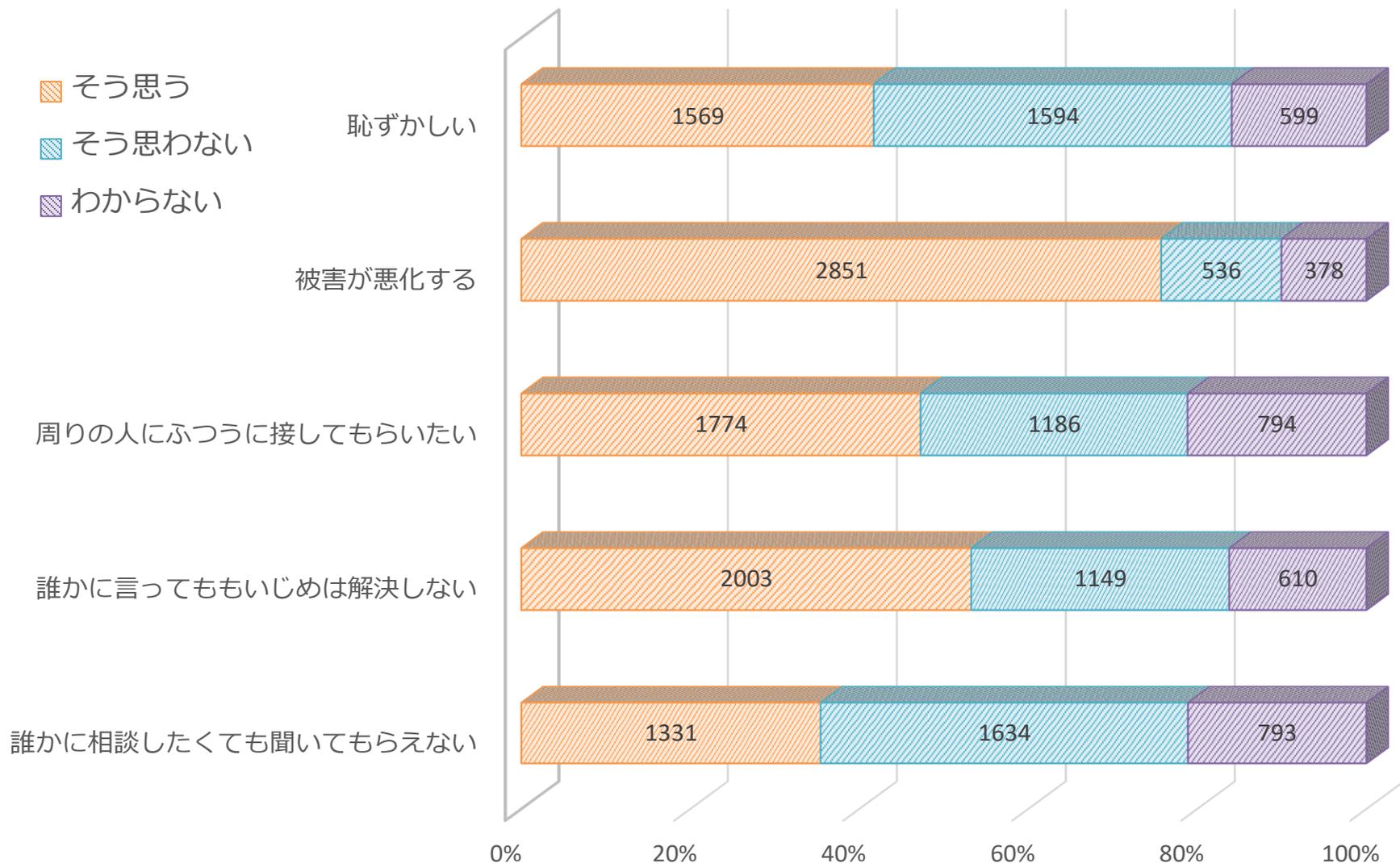
※縦軸は自尊感情尺度による得点（1点～4点）の平均値



いじめを相談しない子どもたちの比率



いじめを相談しない理由



いじめの未然防止

◇アセスメント

ふだんからの児童生徒の観察や個別面談等

◇学級づくり・人間関係づくり

自己肯定感や自己有用感を高める仲間づくり
ピアサポートやグループエンカウンター

◇人権教育や道徳教育の充実

生命尊重の精神、いじめをしない・許さない

空気づくり

いじめの早期発見

◇教員の気づきと共有

日々の観察と、「おやっ」と思ったときに
一人で抱え込まずに教職員で共有する空気

◇相談しやすい環境づくり

本人から、周りの子どもから、保護者からの
訴えを聴く

◇いじめ実態調査アンケート

安心して回答できる環境と信頼関係の構築

いじめへの組織的対応

◇組織的対応の重要性

発見したらいじめ対応チームで共有し、組織的に対応する

◇いじめられた子・知らせてくれた子を守り通す

再び、いじめが起こらないよう徹底して守り抜く

◇いじめた子どもへの支援

毅然とした態度を守りつつ、個別に事情を聴く

◇家庭への連絡

加害・被害ともに、保護者に事実関係を伝え、協力を得る

いじめ解消の要件

【解消要件】

◇いじめに係る行為が止んでいること
(目安：少なくとも3か月)

◇被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと



形だけの「謝罪」では安易に解消したとはいえない

重大事態とその対応

【重大事態】

- ◇生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ◇相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ◇児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

出典

伊藤美奈子（2017）：いじめめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎的研究
「教育心理学研究」65巻, p.26-36.

※グラフは、2014年1～2月に首都圏の公立学校の児童生徒（9,168人）に行った調査に基づくもの。

森田洋司（2010）：『いじめとは何か－教室の問題、社会の問題』中公新書.